

今後の高齢者協議会の組織・運営方法等について（案）

はじめに

1. 連合新潟高齢者協議会は連合新潟と関係者の尽力により1993年に呱々の声をあげました。単独の事務所をかまえるとともに、役職員の専従体制を整えるといった全国に例のない体制でスタート。94年からは、高齢者がかかる介護等の課題について、自治体対応を強めることを主な目的に、労働者OBが産別の枠組みをこえて地域で集まる「地域協議会」を県内各地に設立しました。

これらの活動資金は、会費もさることながら連合新潟、新潟県労働金庫、新潟県総合生協からの助成金によって賄われ、他地方退職者連合が羨むものでした。もちろん、会自身も総合生協のガソリンカード利用や、年金の労金口座指定の取り組みを行い、手数料収入を資金の一助にしました。

2. スタートしてから20数年の時が流れました。助成願っていた新潟県労働金庫や新潟県総合生協は、市場競争の激しさや労働者の意識の多様化等により経営環境は大きく変化し、かつ行政指導の強まりもあり他団体への出捐は難しくなっています。高齢者協議会も今までどおりの助成はできないむねを告げられました。

助成金の減額は、高齢者協議会における全収入の半数以上を占めることから、会の組織や運営方法、慣習などを抜本的に見直さなければ立ち行かなくなります。多くの先輩が知恵をしほり、汗を流しつくりあげた高齢者協議会活動であり組織体制ですが、持続的発展を期すため見直しに着手しなければなりません。

前提条件

検討にあたっては、百家争鳴となり論点が拡散し曖昧になることを防ぐため、次の前提条件のもとで行います。

1. 加入組織の多くは、会員相互の親睦交流や世話役活動にウエートをおきつつ紛を強め、反戦平和・政治活動などの諸取り組みを行っています。むろん組織により違いはありますが、それぞれが現役産別とも連携を密にし、退職者会の自主的判断に基づき対処しています。加入組織の判断は今後とも尊重し検討に着手します。

2. 日本退職者連合の「地方退職者連合の運営に関する規則」（モデル規約）では、地方退職者連合との関係を、「相互に信頼および支持・協力し合う関係」、「（日本退職者連合の）活動の推進にあたっては地方連合会と提携する」と定めています。

全国の地方退職者連合も、日本退職者連合の活動方針・規約類を参考にしながら活動をすすめていますから、見直しにあたっては、日本退職者連合の「地方退職者連合の運営に関する規則」（モデル規約）を模範に検討します。

3. 会費の引き上げは考えません。収入は会費90万円、連合新潟から270万円、事業団体から 万円ほどの合計 万円前後をイメージし検討します。

対処の方向

I. 高齢者協議会本部のO H機能

（注）高齢者協議会本部なるものは組織上ないが、所謂「本丸」を表すため便宜的に使う

1. 規約第2条において、「新しい高度な福祉社会を建設し、平和で豊かな高齢期を実現するための活動を展開し、会員の福祉と経済的地位の向上を図る」ことを会活動の目的としています。このことを念頭に、高齢者のための年金・医療・介護など社会保障制度の充実をめざします。特に市町村事業に移された要支援者向けの訪問介護・通所介護事業のみならず、2025年を展望し取り組まれる、地域包括ケアシステムの万全な構築が直面する重要な課題です。

2. 前1項の活動には、連合新潟、新潟県労福協、新潟県総合生協、新潟県労働金庫の「新たな退職者会」との連携強化のみならず、新潟県との対応は欠かせません。行政組織の分権により市町村に対する県の役割は変化していますが、依然として極めて大きな役割を担っていますので、これまでにない意思疎通が必要です。

3. 労働金庫の「新たな退職者会」は発足したばかりであり、運動的進捗状況や成果は判断できませんが、実施メニューは現役やOBが求めているものです。しかし、社会保障問題に関し自治体に対する要請などは考えられていません。むしろ高齢者協議会に期待される分野と判断します。

4. 前各項をふまえ次のように高齢者協議会本部を構築します。

① 高齢者協議会本部のO H機能を強化するため週2～3日の役員専従的体制を整えます。事務所は連合新潟の（もしくは新潟県労福協事務室）一角を借用することについて検討します。

会長が週1～2日、事務局長が週2～3日を目安として出勤します。

不在時は事務局次長が対応し、多忙時や臨時の業務が発生した場合は副会長が駆けつけます。

② 専従的役員をはじめ四役には指導・助言・調整能力のみならず俊敏な折衝力も求められます。これには役員間の意思疎通と連携強化が重要であり、いわゆるホウ・レン・ソウは最低限の営みであることを肝に銘じ行動します。

③ 専従的役員には行動費と交通実費を支払います。

具体的な金額は、日本退職者連合および加入組織の行動費を参考に別途定めます。

II. 大会の開催と運営

1. 総会はこれまで代議員制で開催されていることから「大会」に改称します。

大会は本会の最高議決機関として年1回開催しますが、社会保障問題に関わる方針は中長期的に計画されていることや、経費の削減などを勘案し「基軸年大会」と「中間年大会」とします。

2. 基軸年大会においては2年間を展望した活動方針を示します。中間年大会においては1年間の活動状況を総括するとともに、必要により方針を補足・補強します。高齢者協議会のような組織においても、P D C Aサイクルをまわす営みが極めて重要なことは論をまちません。

なお、役員の改選は「基軸年大会」において行います。

3. 大会代議員は次のとおりとします。

なお、代議員の選出基準は細則で定めます。

① 基軸年大会は現行どおりとします。

② 中間年大会は基軸年大会における代議員数の半数とする。1名に満たない場合は1名とします。

特別代議員は各地域協議会および各支部1名とします。

4. 中間年大会における来賓は連合新潟のみとします。

III. 地域協議会

1. 規約において地域協議会は幹事会の下部組織として位置付けていますが、その役割や運営方法は明らかでありません。また、その所管区域も幹事会で定めるといいますが区分の方法も不明です。このため日本退職者連合の規約を参考に次のとおり対処します。

① 目的と活動

会員の暮らしの基盤である地域において、生きがいづくりや健康づくり、および会員相互による仲間づくり、さらに社会的貢献による地域づくりなど、平和で充実した福祉社会づくりを目的とし、その実現にむけた諸活動を行います。

② 設置

高齢者協議会の活動推進に最適の単位として地域協議会を設けます。その地域は原則として連合の地域協議会の単位とします。

2. 地域協議会の設置は、佐渡地域協議会、新潟地域協議会、下越地域協議会、県央地域協議会、中越地域協議会、柏崎刈羽地域協議会、上越地域協議会とします。

ただし、新潟地域協議会については政令指定都市移行に伴い、運営は難渋を極めていることから高齢協本部の直轄化も検討します。

なお、運動的経緯と集約側地協の体制上の問題もありますので、当面、村上、魚沼、十日町、糸魚川地区に支部を設けます。

3. 地域協議会および支部には活動資金を交付します。

交付額は別途定めます。

4. 地域協議会活動は厄介で難しい状況にあります。会員の参加も「総会+懇親会」もしくは「総会+懇親会+研修会」が主であり、参加者もほぼ限定されています。

その要因は **別記** のことが考えられます。1994年に設立されてからの、悩ましく、かつ解決も容易ではありませんが、退職者・中高年齢者がおかれている現実に鑑み、前1・①項の「目的と活動」に沿って展開します。

当面の活動および運営は次のとおりとします。

① 高齢者に関わる医療・介護などについて市町村と意思疎通を図ります。とりわけ要支援者向けの訪問介護、通所介護など新たな総合事業や、地域包括ケアシステムの構築などに関し、会員の意見・要望の反映に努めます。

② 連合地域協議会、地区労副協、総合生協支局、労働金庫の「新たな退職者会」支部との連携を密にし、各種催しに会員の参加利用を促すとともに、必要により共催を追求し諸行事の充実をめざします。

③ 地域協議会における運営は次の方法を目安に進めます。

ア. 高齢者協議会が主催する会議、研修会などの出席後は、可能なかぎり幹事会において報告します。場合により「持回り幹事会」方式を活用します。

イ. 総会は地域協議会における意思決定機関と位置づけ「総会方式」で行います。

ただし、成立要件などは定めません。

ウ. 具体的には次の事項に配意します。

a. 定例総会は自治体に対する要請など退職者連合の一斉行動を勘案し、高齢者協議会の定期大会後3ヶ月以内に開催します。

b. 総会は極力形式的行為を排し、親睦・交流をメインに多くの会員が参加しやすい催しとなるよう創意工夫します。(例・「○○地域退職者の集い」といった名称や運営)

ただし、内部牽制のため必ず監査報告は行います。

別記

地域協議会における活動がなぜ難しいのか、また参加者が限定的原因のか。その要因はいろいろあるが、敢えて列挙すれば

1. 地域協議会の必要性を感じない
 2. 会員の散在により連絡・周知が難しい
 3. 医療・介護などは専門的知識が必要なことから会員の要望に応えられない
 4. 総会運営が形式的にすぎ違和感が（例・多い来賓挨拶などで参加を躊躇）
 5. 地域協議会役員の運動論などに対する違和感・拒否感
 6. 会員・役員の加齢に伴う気力、体力の衰え —— 退職者・中高齢者による活動の一定の限界
 7. 役員が集う事務所がなく役員会の開催もままならない
 8. 活動資金が少ない
—— などが考えられる。
3. 支部の主な役割・運営は次のとおりとします。

関係する地域協議会と連携しつつ、主として、前4項の①、②項の取り組みを行います。

総会は前4項のとおり、形式主義を排し「〇〇の集い」的に開催します。

IV. 財政の展望と交付金

1. 助成をめぐる環境は、事業団体をめぐる四つの動向を勘案すると明るい展望は望めません。むしろ漸減していくことを想定する必要があります。
2. 加入組織の財政事情も厳しい現実におかれています。会費は数百円のところから数千円のところまでまちまちですが、各々が抱える事情で設定されたもので台所事情に余裕はありません。高齢者協議会へのさらなる出捐は難しいと判断されます。仮に、引上げを求めたにしても僅かな額であり、また組織混乱の要因になる恐れもあります。
3. 社会一般的には収入減となれば支出を抑えるか、効果的・効率的使用に思いを巡らします。このような発想は労働団体や高齢者協議会のような組織にも充てはまり、「収入という器にあった支出」という選択はやむを得ません。結果、活動のダウンサイジングは理解しあいます。

4. 前1項～3項をふまえ、これまでの交付実績をふまえつつ、「助成するにふさわしい活動が行われているか」「どのようなところに使われているか」といった、助成事業団体の考え方も念頭におき交付します。

交付額は年度初めに確定します。

V. 事務所の在り方

1. 1993年に発足して以来、単独事務所を構えていましたが、財政事情から引き続きの設置は困難です。

2. 事務所は連合新潟との一層の連携を追求するため、連合事務所など的一角を借用することについて検討します。しかし、OH機能を保つため電話などは現回線を維持するとともに、電子メール、HPを加入組織および地域協議会との重要なツールとして積極的に活用します。

むろん、加入組織役員のみならず会員が気楽に立ち寄れるよう配意します。

(注) 紙による広宣は個人会員には届かないことからHPは重要なツールである。

3. 事務員の雇用は止めます。このため役員専従日は曜日を定め広く周知し、極力、専従日に用務が集中するよう配意します。

VI. 役員体制

1. 本部役員は会長、副会長（2～3名）、事務局長、副事務局長（連合派遣）の四役体制を敷き、日常普段の専従は前述のとおり会長、事務局長が担います。

なお、事務局長は連合新潟からの派遣が困難なことから、加入組織（個人加入者を含む）から選出します。

2. 幹事はこれまでどおり各加入組織から選出します。

なお、役員人事総会では、その後、加入組織の事情で交代があることを前提に全役員を紹介し一体感を醸成します。

VII. その他

1. 「連合新潟高齢者協議会」の名称については

- ① 60才台の退職者に「高齢者」という呼称は違和感もあること
- ② 日本高齢・退職者連合は日本退職者連合に改称したこと
- ③ 他地方連合も順次改称を行っていること

—— などから、2016年の定期総会（大会）において「新潟県退職者連合」に改称します。

2. 連合新潟高齢者協議会は全国的に例のことですが、長期間にわたり新潟県労働金庫および新潟県総合生協から助成金をいたしました。しかし、助成をめぐる経営環境を勘案すると両団体の事業推進に協力することが不可欠となっています。協力の選択肢はさまざまありますが、当面、ホームページおよび地域協議会を含む機関紙に「CM」（両団体からの要請をふまえ策定）を掲載し役割を果たします。

なお、加入組織にも可能な限りの協力を求めます。

以上